

上天草市病院事業貸倒引当金算定基準

制定 平成25年11月26日病院事業管理者決裁

(趣旨)

第1条 この基準は、上天草市立上天草総合病院（以下「病院」という。）の医療費等の未収金（以下「未収金」という。）に対する貸倒引当金の算定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 貸倒引当金 未収金が回収不能となった場合の損失に備えるための引当金をいう。
- (2) 一般債権 当年度発生 of 未収金並びに分納等による納入を取り決めた未収金及び分納中の未収金をいう。
- (3) 貸倒懸念債権 前年度発生 of 未収金及び前々年度発生 of 未収金並びに一般債権及び破産更生債権等に区分される未収金以外の未収金をいう。
- (4) 破産更生債権等 破産法（平成16年法律第75号）第2条第5号に規定する破産債権及び民法（明治29年法律第89号）第170条に該当する債権のうち、所在不明者及び時効の援用が行われた未収金をいう。

(未収金の区分)

第3条 未収金の区分は、次のとおりとする。

- (1) 一般債権
- (2) 貸倒懸念債権
- (3) 破産更生債権等

(貸倒引当金の算定)

第4条 医事課長は、未収金の回収の可能性を検討の上、回収不能見込額を合理的に見積もり、貸倒引当金を算定しなければならない。

- 2 回収不能見込額は、原則として、前条に規定する未収金の区分毎に過去の貸倒実績率により算定するものとする。
- 3 貸倒実績率は、貸倒損失額を分子とし、未収金残高を分母として算定するも

のとする。

- 4 貸倒引当金の算定に当たっては、過去3年間の貸倒実績率の平均値により算定するものとする。

(一般債権の評価)

第5条 一般債権は、前条に準じて貸倒見積高を算定する。

(貸倒懸念債権の評価)

第6条 貸倒懸念債権は、担保又は保証が付されている未収金について、未収金から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の経済状態等を考慮して貸倒見積高を算定する。

- 2 債務者の経済状態等に関する判断に資する資料の入手が困難な場合は、担保の処分見込額及び保証による回収見込額を控除した額の50%を引き当て、次年度以降において、每期見直すこととする。
- 3 担保の処分見込額を算定するに当たっては、合理的に算定した時価に基づくとともに、当該担保の信用度、流通性及び時価の変動の可能性を考慮するものとする。
- 4 保証による回収見込額を算定するに当たっては、保証人の資産状況等から保証人が保証能力を有しているか否かを判断するとともに、保証意志を確認(法人にあつては、保証契約等保証履行の確実性を検討)するものとする。

(破産更生債権等の評価)

第7条 破産更生債権等は、未収金から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額を貸倒見積高とする。

- 2 精算配当時により回収が可能と認められる金額は、担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額と同様に未収金から減額することができるものとする。
- 3 担保及び保証の取扱いについては、前条第3項及び第4項に準ずるものとする。

附 則

この基準は、平成25年12月1日から施行する。